

香川県条例第4号

香川県サンポート高松交流拠点施設条例の一部を改正する条例

香川県サンポート高松交流拠点施設条例（平成15年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>(設置) 第1条 略</p> <p>(利用料金の収受) 第5条 略</p> <p>(利用料金の承認) 第6条 略</p>	<p>(設置) 第1条 サンポート高松において、人、物、情報等の総合的な交流拠点を創造することにより、本県における国際交流及び情報化の推進、産業の振興並びに都市機能の再生を図り、にぎわいを創出するため、香川県サンポート高松交流拠点施設（以下「交流拠点施設」という。）を高松市に設置する。</p> <p>2 交流拠点施設は、次に掲げる施設で構成する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 国際会議場(2) 展示場(3) 情報通信交流館(4) 産業振興センター(5) 観光情報センター(6) 多目的広場(7) 駐車場 <p>3 略</p> <p>(利用料金の収受) 第5条 知事は、第1条第2項第1号から第3号まで若しくは第6号又は同条第3項各号に掲げる施設について、当該施設に係る指定管理者に別表の左欄に掲げる施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>(利用料金の承認) 第6条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表</p>

別表（第5条、第6条関係）

施設等	単位	金額
略		
情報通信交流館		
略		
多目的ホール	略	
附属設備及び器具	別に規則で定める額	
略		
略		

に定める額を超えてはならない。

別表（第5条、第6条関係）

施設等	単位	金額
略		
情報通信交流館		
略		
多目的ホール	略	
スタジオ	<u>1時間当たり</u>	<u>3,140円</u>
スタジオサロン		
専用使用の場合	<u>1時間当たり</u>	<u>1,040円</u>
ブロードバンド編集工房		
映像編集装置	<u>1時間当たり</u>	<u>520円</u>
音響編集装置	<u>1時間当たり</u>	<u>520円</u>
その他附属設備及び器具	別に規則で定める額	
略		
略		

第2

改正後

別表（第5条、第6条関係）

施設等	単位	金額
略		
情報通信交流館		
略		
多目的ホール	略	
交流室	<u>1人につき1時間</u>	<u>300円</u>
	<u>当たり</u>	
会議室	<u>1時間当たり</u>	<u>520円</u>
附属設備及び器具	略	
略		
略		

改正前

別表（第5条、第6条関係）

施設等	単位	金額
略		
情報通信交流館		
略		
多目的ホール	略	
附属設備及び器具	略	
略		
略		

第3

改正後	改正前																																										
<p>(設置) 第1条 略 2 略</p> <p>(使用料の納入) 第2条 前条第2項各号(第3号及び第5号を除く。)に掲げる施設を利用する者は、香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)の定めるところにより、使用料を納入しなければならない。</p> <p>(利用料金の収受) 第5条 知事は、第1条第2項第1号から第3号まで又は第6号に掲げる施設について、当該施設に係る指定管理者に別表の左欄に掲げる施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>別表(第5条、第6条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設等</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>多目的広場</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設等	単 位	金 額	略			多目的広場			略			略			<p>(設置) 第1条 略 2 略 3 <u>前項に定めるもののほか、当分の間、次に掲げる施設を交流拠点施設を構成する施設とする。</u> (1) <u>大型テント広場</u> (2) <u>アート広場</u></p> <p>(使用料の納入) 第2条 前条第2項各号(第3号及び第5号を除く。)及び第3項各号に掲げる施設を利用する者は、香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)の定めるところにより、使用料を納入しなければならない。</p> <p>(利用料金の収受) 第5条 知事は、第1条第2項第1号から第3号まで若しくは第6号又は<u>同条第3項各号</u>に掲げる施設について、当該施設に係る指定管理者に別表の左欄に掲げる施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>別表(第5条、第6条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設等</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>多目的広場</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>大型テント広場</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>専用使用の場合</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1時間当たり</u></td> <td style="text-align: right;"><u>12,150円</u></td> </tr> <tr> <td><u>アート広場</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>専用使用の場合</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1時間当たり</u></td> <td style="text-align: right;"><u>10,780円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設等	単 位	金 額	略			多目的広場			略			<u>大型テント広場</u>			<u>専用使用の場合</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>12,150円</u>	<u>アート広場</u>			<u>専用使用の場合</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>10,780円</u>	略		
施設等	単 位	金 額																																									
略																																											
多目的広場																																											
略																																											
略																																											
施設等	単 位	金 額																																									
略																																											
多目的広場																																											
略																																											
<u>大型テント広場</u>																																											
<u>専用使用の場合</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>12,150円</u>																																									
<u>アート広場</u>																																											
<u>専用使用の場合</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>10,780円</u>																																									
略																																											

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(香川県使用料、手数料条例の一部改正)
- 2 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																
<p>(種別及び金額) 第2条 略</p> <p>別表第1 (第2条関係) 第1表 手数料の部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">種別</th> <th style="width: 25%;">区分</th> <th style="width: 25%;">単位</th> <th style="width: 25%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>公の施設の使用料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)～(18)</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(19) 香川県サ ンポート高松 交流拠点施設</td> <td>略 駐車場 略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	金額	1	略			2	公の施設の使用料			(1)～(18)	略			(19) 香川県サ ンポート高松 交流拠点施設	略 駐車場 略			<p>(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 金額の中で単にその範囲を定めたものについては、知事その金額を定める。</p> <p>別表第1 (第2条関係) 第1表 手数料の部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">種別</th> <th style="width: 25%;">区分</th> <th style="width: 25%;">単位</th> <th style="width: 25%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>公の施設の使用料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)～(18)</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(19) 香川県サ ンポート高松 交流拠点施設</td> <td>略 駐車場 略 <u>大型テント広場</u> <u>大型テント広</u> <u>場使用料</u> <u>専用使用の</u> <u>場合</u> <u>アート広場</u> <u>アート広場使</u> <u>用料</u> <u>専用使用の</u> <u>場合</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>午前9時から午 後10時まで</td> <td><u>110,700円</u> <u>を超えない</u> <u>範囲で規則</u> <u>で定める額</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>午前9時から午 後10時まで</td> <td><u>98,300円を</u> <u>超えない</u> <u>範囲で規則</u> <u>で</u></td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	金額	1	略			2	公の施設の使用料			(1)～(18)	略			(19) 香川県サ ンポート高松 交流拠点施設	略 駐車場 略 <u>大型テント広場</u> <u>大型テント広</u> <u>場使用料</u> <u>専用使用の</u> <u>場合</u> <u>アート広場</u> <u>アート広場使</u> <u>用料</u> <u>専用使用の</u> <u>場合</u>					午前9時から午 後10時まで	<u>110,700円</u> <u>を超えない</u> <u>範囲で規則</u> <u>で定める額</u>			午前9時から午 後10時まで	<u>98,300円を</u> <u>超えない</u> <u>範囲で規則</u> <u>で</u>
種別	区分	単位	金額																																														
1	略																																																
2	公の施設の使用料																																																
(1)～(18)	略																																																
(19) 香川県サ ンポート高松 交流拠点施設	略 駐車場 略																																																
種別	区分	単位	金額																																														
1	略																																																
2	公の施設の使用料																																																
(1)～(18)	略																																																
(19) 香川県サ ンポート高松 交流拠点施設	略 駐車場 略 <u>大型テント広場</u> <u>大型テント広</u> <u>場使用料</u> <u>専用使用の</u> <u>場合</u> <u>アート広場</u> <u>アート広場使</u> <u>用料</u> <u>専用使用の</u> <u>場合</u>																																																
		午前9時から午 後10時まで	<u>110,700円</u> <u>を超えない</u> <u>範囲で規則</u> <u>で定める額</u>																																														
		午前9時から午 後10時まで	<u>98,300円を</u> <u>超えない</u> <u>範囲で規則</u> <u>で</u>																																														

<p>(20)～(35) 略</p> <p>第2表 略</p>	<p> </p>	<p>附属设备及び器具の使用料 略</p> <p>(20)～(35) 略</p> <p>第2表 略</p> <p>定める額</p>
---------------------------------	----------	---